廃 墟 文 藝 部　　団 体 規 約

平成３０年１０月１日　制定

（名称）

第１条　当団体は劇団名を廃墟文藝部「はいきょぶんげいぶ」（以下「劇団」という）と称する。

（事務所）

第２条　劇団事務所を●●●●●に置く。（個人情報にあたるため、ホームページ掲載時は割愛しております。）

（目的）

第３条-１　劇団は、法人格を持たない常設の任意団体とする。

-２　劇団は、社会通念的な良識の元、劇団独自の手法・表現をもって、演劇の公演を行うことを主目的とし、その成功を目指して活動を行う。

-３　劇団は、総合芸術としての演劇の力を活用し、他分野の文化拡大にも寄与できる活動を目指す。

-４　愛知県名古屋市を中心とした地域を活動拠点の一つとし、その土地を厳選し作品の舞台に選ぶ。その上で、地域との交流を図り、かつ、地域の振興に寄与することを目指す。

（活動内容）

第４条　第３条の目的達成のため、次の事業等を行う。

（１）演劇の公演
（２）公演の実施のための会議
（３）公演のための練習活動
（４）劇団の宣伝活動
（５）劇団内の親睦を深める事業
（６）個人の資質向上及び劇団外部との交流を目的とした開かれたワークショップ
（７）劇団の運営にあたり必要となる会議
（８）活動拠点地域における交流活動
（９）その他必要と思われる事業

（構成員）

第５条-１　劇団は、原則として劇団員により構成される。

-２　劇団員は、劇団及びそのエンターテインメントの方向性において意思を共にするとともに、劇団におけるあらゆる活動に参加し、団費及び公演参加費納入するものをいう。

-３　ただし下記条件を満たすことにより、各段階に応じた参加が認められる。

（１）準劇団員：劇団の行う公演に際し、一回ごとに参加の意思を表明し、公演期間において、責任ある実務への参加及び公演準備期間の各会議への参加を行えるものをいう。その発言権・責任能力は劇団員に順ずるものとする。

（２）ボランティア：公演当日及び人手を要する活動への参加が出来るものをいう。各会議及び劇団の諸活動においては、主宰の要請があった場合のみ参加が可能となる。あらゆる活動への参加は全て本人の自由意志による。

-４　劇団員の罷免権について、主宰は、劇団員の３分の２以上の同意に基づき、罷免権を執行できるものとする。罷免権を行使するにあたっては、必ず会議が開催されなければならない。この会議について、主宰は単独で開催する権利を有し、または劇団員の半数によって動議が行われる。

-５　退団を願うものは、その意思によって自由に退団することが出来るものとする。

-６　休団について、何らかの事情により第５条の２を満たすことが困難となった劇団員は、劇団に継続して在籍する意思を持ち、かつ、主宰が認める場合において、劇団員としての権利を有したまま、劇団のあらゆる活動への参加義務が免除される。

（組織）

第６条-１　劇団は役員として、主宰１人、副主宰１人、会計１人、監事１人を置く。各役員は、劇団総会にて選出される。その任期は１ヵ年とする。再任は妨げられない。任期中、何らかの事情により役員が退任した場合は直ちに会議を招集し選出を行う。各役員は会議の参加者の３分の２以上によって選出される。

-２　各役員は次の任務を行う。

（１）主宰は劇団を代表し、職務を統括する。

（２）副主宰は主宰をよく補佐し、主宰に事故ある時、その職務を代行する。また、劇団の活動について調整、運営を行う。

（３）会計は劇団の会計を担当する。

（４）監事は劇団の会計を監査する。

-３　劇団は、その最高意思決定権を主宰に委ねる。ただし、その決定事項を実行するにあたってはその前段階として副主宰・監事・役者代表・各スタッフ代表による会議が招集される。

-４　会議について

（１）定例会議を必ず設ける必要はない。

（２）劇団員は皆等しく会議を招集する権利を有する。

（３）劇団員の過半数の出席をもって会議は成立する。ただし、主宰が不参加の場合はその限りではない。

（４）会議の議長は主宰が務める。進行は舞台監督が行う。舞台監督が存在しない場合は、会議の都度主宰が指名したものがその任を代行する。

（５）あらゆる議題は、参加者の３分の２以上の同意をもって可決される。

（６）会議の招集が必要となる事柄について、会議の招集が困難な場合でかつ緊急を要する場合、主宰は単独で意思決定を行うことができる。それにより決定された事項について、主宰は劇団員に対して時機を見て説明を行う。

-５　劇団内には、各部署の責任者が一名設置されなければならない。各部署とは、演出・役者・舞台・衣裳・小道具・制作・照明・音響・映像、のことを指す。各部署の責任者は兼任しても構わない。これらは全て常設ではなく、公演によって不要となる部署は設置されない。部署の設置は会議によって決定される。

（劇団員の義務）

第７条　劇団員は、劇団の持続的な活動と発展に努め、劇団の決定する活動に積極的かつ自発的に参加するものとする。劇団員は各々その責任を持ち、劇団にとって不利益となることを行ってはならない。この規定に反し劇団に損害を与えた場合、その劇団員は会議の決定に基づき損害を賠償しなければならない。

（劇団総会）

第８条-１　劇団の事業報告、決算、事業計画及び予算は劇団総会でこれを決定する。

-２　劇団総会は年に一回とする。

-３　劇団総会は劇団員の過半数の出席をもって成立とする。

-４　総会が開催できない場合は、主宰・副主宰・監事の協議を行い、簡易的に必要事項を決定する。これにより決定された事項については、劇団員に必要な説明を行うものとする。

-５　会議の進行などについては第６条の４（４）、（５）に従う。

（情報の取り扱い）

第９条-１　劇団員は、劇団員でなければ知り得ない劇団内部の情報などについて公表してはならない。会議で了承が得られた場合はこの限りではない。

-２　劇団員は、本人の許可無く、他の劇団員及び公演関係者の個人情報を公言してはならない。

-３　劇団員は、劇団の許可なく、アンケート等により収集された個人情報を閲覧し、使用してはならない。

-４　劇団は、アンケート等により収集された個人情報を、劇団の持続的な、活動・発展のためにのみ利用し、みだりに扱ってはならない。

-５　劇団は、収集されたあらゆる個人情報の漏洩を防ぎ、厳重に管理する義務を負う。

（劇団員の他団体などへの参加）

第１０条　劇団員は、他の芸術団体等から協力を求められた場合、あるいは出演を依頼された場合は、主宰にその旨を伝えなければならない。

協力・出演を実施するにあたっては、主宰の承諾を得ることが望まれる。

（会計）

第１１条　－１　劇団の会計年度は毎年４月１日より始まり、翌年３月３１日に終わる。

－２　会計年度の決算終了後、監査を経て総会を招集し決算報告を行う。

－３　劇団は、劇団財政として通常会計と公演会計を設ける。

－４　通常会計は劇団の組織維持と運営に必要な経費に充て、団費、寄付、公演によらない収入等で賄う。

－５　公演会計は、公演毎に収支管理を行い、最終的に事業終了時には収支を通常会計に統合し、残金０円で終了し、収支を凍結する。

－６　会計は会計監査の求めに応じ、いかなる場合も必要な監査を受けなければならない。会計監査は、監事が行う。

－７　公演会計は、公演終了後に速やかに報告を行う。

（劇団費及び公演参加費）

第１２条　－１　劇団は、劇団財政を円滑に運営するために団費を徴収することができる。団費の徴収に当たっては、その金額・時期を会議で決定する。団費は第１１条における通常会計として計上される。
準劇団員及びボランティアは団費の徴収が免除される。

－２　劇団は、公演を行うに当たって公演参加費を徴収することができる。
公演参加費の徴収に当たっては、その金額・時期などを会議で決定し、全ての公演参加者の同意を得なければならない。
公演参加費は第１１条の公演会計として計上される。

（規約の改正）

第１３条　規約改正は劇団員の４分の３以上の承認を持って決する。

平成２４年４月１日　成立
平成３０年１月１日　一部内容訂正
平成３０年１０月１日　一部内容訂正